

IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関する意見の募集

意見の募集

平成 27 年 5 月 28 日に、国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「本公開草案」という。）を公表しました。本公開草案は、平成 25 年 7 月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に寄せられたコメント等を踏まえ、現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）を改訂することを目的として公表されたものです。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、IASB における概念フレームワークに関する取り組みは、IASB が今後高品質な会計基準を開発していく上で極めて重要と考えています。このため、今回の見直しを通じて概念フレームワークが一層高品質なものとなるよう、これまで、ディスカッション・ペーパーへのコメントレターの発出や会計基準アドバイザリー・フォーラム会議をはじめとする国際会議の機会を利用して意見発信を行ってきました。

こうした中、当委員会では、本公開草案の内容が我が国の会計実務へ与え得る影響を理解し、我が国の視点から主張すべき点を早期に把握した上で、IASB に対して引き続き効果的な意見発信を行っていくため、ディスカッション・ペーパー公表の際の対応と同様に、本公開草案の内容について、広く市場関係者から意見を募ることと致しました。なお、ご参考まで、【別紙 1】において、本公開草案の各章において重要と考えられる改正点の概要を説明するとともに、我が国の市場関係者にとって関心が高いと思われる項目について、これまで我が国の市場関係者から聞かれている主な意見を記載しています。

ご意見をお寄せ頂くにあたり、本公開草案に含まれている質問項目を【別紙 2】に添付していますが、これらにご回答頂く形式でも、それに限らずご意見を頂く形式でも、いずれでも構いません。また、質問のすべてについてご回答頂く必要もありません。

本公開草案の原文はIASBのホームページ上で閲覧可能です¹。また、理解に資するために、本公開草案の和訳を本意見募集に添付しています。

本意見募集についてご意見がある方は、平成27年9月25日(金)までに、原則として電子メールにより文書で下記までお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

なお、IASBに対するコメント（コメント期限は平成27年10月26日(月)）については、本意見募集にかかわらず、IASBに直接ご提出頂くよう、お願い致します。

IASBが本公開草案に関するコメント期限を平成27年11月25日(水)に延長したことを受けて、当委員会からの意見の募集のコメント期限を平成27年10月26日(月)に延長いたしました。

電子メール：con-ed@iasb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

以 上

¹ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Pages/Conceptual-Framework-Exposure-Draft-and-Comment-letters.aspx>
<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Pages/Updating-References-Exposure-Draft-and-Comment-letters.aspx>

【別紙 1】 本公開草案の概要

本公開草案は、8つの章から構成されている。以下では、各章において重要と考えられる改正点の概要を説明するとともに、我が国の市場関係者にとって関心が高いと思われる項目について、これまで我が国の市場関係者から聞かれている主な意見を記載している。

第 1 章及び第 2 章 一般目的財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性（質問 1 に関連）

2010 年に最終化された第 1 章「一般目的財務報告の目的」及び第 3 章「有用な財務情報の質的特性」²については、基本的に見直しは行われていないが、今回の検討の過程で、特に修正が必要であると識別された部分についてのみ見直しが提案されている。

1. 財務報告の目的として、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を提供することとともに、企業の資源に係る経営者の受託責任（stewardship）を評価するために必要とされる情報を提供することが強調されている。ここで、受託責任とは、企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかを意味するとされている。（1.3 項、1.4 項、1.22 項、1.23 項など）
2. 慎重性（prudence）が再導入され、「不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を行行使すること」と記載されている。ここで、慎重性の行使は、資産及び収益を過大表示せず、負債及び費用を過小表示しないことを意味するが、慎重性の行使は、資産及び収益の過小表示や負債及び費用の過大表示を認めるものではないとされている。（2.18 項）

（これまで我が国の市場関係者から聞かれている主な意見）

慎重性

慎重性については、2010 年の概念フレームワークの改訂において、慎重性が中立性と整合しない形で解釈される可能性があることが懸念されたため IASB は慎重性に関する記述を削除した。この慎重性に関する記述を削除したことについて、我が国の市場関係者から懸念が寄せられていた。

この点、本公開草案では、注意深さとしての慎重性を概念フレームワークにおいて明示することが提案されている。IASB は、注意深さとしての慎重性が両方向に機能し、過大表示も過小表示も行わないことを明示することにより、忠実な表現がもたらされると考えている。

² 現行の概念フレームワークの第 3 章「有用な財務情報の質的特性」について、本公開草案では、第 2 章「有用な財務情報の質的特性」とされている。

本公開草案では、作成者が財務諸表を作成する際に慎重性を考慮に入れて会計処理を行うことについて明確化することが提案されているが、個々の会計基準を開発する際に、損益の計上及び資産、負債の計上などにおいて非対称的に会計処理を設けるべきか否かという点については、「利得と損失を非対称に扱う会計方針は、その選択が、表現しようとしているものを忠実に表現する目的適合性のある情報をもたらすことを意図している場合には、本公開草案での提案に従って選択できる」と結論の根拠に記載³がなされているのみとなっている。

第3章 財務諸表と報告企業（質問2に関連）

本章で取り扱われている財務諸表の役割及び報告企業については、現行の概念フレームワークでは取り扱われておらず、本公開草案において新たに設けることが提案されている。

3. 財務諸表は、投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、企業全体の視点から作成するとされている。(3.9項)
4. 報告企業とは「一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求される企業」とされている。(3.11項)
5. ある企業（親会社）が他の企業（子会社）に対する支配を有している場合、経済的資源に対する直接支配（親会社が直接支配）のみを境界の基礎としている報告企業の財務諸表を、非連結財務諸表⁴と呼んでいる。一方、直接支配と間接支配（子会社を通じて支配）の両方を境界の基礎としている報告企業の財務諸表を、連結財務諸表と呼んでいる。(3.15項)
6. IASB は、一般に、連結財務諸表の方が非連結財務諸表よりも財務諸表利用者には有用な情報を提供する可能性が高いと考えている。(3.23項)
7. ただし、非連結財務諸表も有用な情報を提供する可能性があるとも考えており、企業が非連結財務諸表の作成を選択するか又は要求される場合には、利用者が連結財務諸表をどのようにして入手できるのかを開示することが必要となるとされている。(3.25項)

第4章 財務諸表の構成要素（質問3から質問5に関連）

本章で取り扱われている財務諸表の構成要素については現行の概念フレームワークでも取り扱われており、本公開草案ではその見直しが提案されている。

8. 資産、負債及び経済的資源の定義を次のとおり変更することが提案されている。

³ 本公開草案の BC2.14 項に記載されている。

⁴ 本公開草案では、IAS 第27号「個別財務諸表」において特定の状況を扱うために定義されている「個別財務諸表」という用語ではなく、「非連結財務諸表」という用語が使用されている。

	現行の概念フレームワーク	本公開草案
資産	資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。	資産とは、企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源である。(4.5項)
負債	負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。	負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である。(4.24項)
経済的資源	定義なし。	経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。(4.6項)

9. 負債の定義における「現在の義務」について、企業は、次の両方に該当する場合には、経済的資源を移転する現在の義務を有しているとされている。(4.31項)
- (a) 企業が移転を回避する実際上の能力を有していない。
 - (b) 義務が過去の事象から生じている。すなわち、企業は自らの義務の範囲を設定する経済的便益の受取り又は活動を行った。

(これまで我が国の市場関係者から聞かれている主な意見)

資産及び負債の定義

現行の概念フレームワークにおける資産及び負債の定義に関しては、「将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される」「経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想される」という用語が蓋然性の閾値と解釈されているなどの課題が生じていたため、本公開草案では当該用語を削除するなどの見直しが図られている。

この点、第5章における認識規準の見直しの提案と併せた場合、経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合を除いて資産及び負債が認識される可能性があり、認識される資産及び負債の範囲が拡大する可能性を懸念する意見が我が国の市場関係者から聞かれている。

第5章 認識及び認識の中止（質問6及び質問7に関連）

本章で取り扱われている認識については、現行の概念フレームワークでも取り扱われており、本公開草案ではその見直しが提案されている。一方、認識の中止については、現行の概念フレームワークでは取り扱われておらず、本公開草案において新たに設ける

ことが提案されている。

認識規準

10. 認識規準について次のとおり見直すことが提案されている。

	現行の概念フレームワーク	本公開草案
認識	<p>構成要素の定義を満たす項目は、次の場合に認識しなければならない。</p> <p>(a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高く、かつ、</p> <p>(b) 当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合</p>	<p>資産又は負債を認識することが財務諸表利用者に以下を提供する場合には認識すべきである。(5.9項)</p> <p>(a) 目的適合性のある情報</p> <p>(b) 忠実な表現</p> <p>(c) コストを上回る便益</p>

11. 本公開草案は、前項の認識規準のガイダンスとして、認識規準が満たされないかもしれない状況を識別しており、そこには次の状況が含まれるとされている。(5.13項)

- (a) 資産が存在するかどうか若しくはのれんから分離可能かどうか、又は負債が存在するかどうか不確実である場合
- (b) 経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合
- (c) 資産又は負債の測定が利用可能である（又は入手できる）が、測定の不確実性のレベルが非常に高いため、もたらず情報に目的適合性がほとんどなく、他の目的適合性のある測定値が利用可能でなく入手可能でもない場合

認識の中止

12. 認識の中止に関する会計処理の要求事項は、次の両方を忠実に表現することを目的としているとされている。(5.26項)

- (a) 認識の中止につながった取引又は他の事象の後に保持した資産及び負債（もしあれば）
- (b) 当該取引又は他の事象の結果としての企業の資産及び負債の変動

13. 前項の認識の中止の目的は、通常は次のことによって達成されるとされている。(5.27項)

- (a) 移転、消費、回収、履行されるか又は消滅した資産又は負債の認識の中止を行い、それにより生じる収益又は費用を認識する。
- (b) 保持した資産又は負債（保持した構成部分）があれば、その認識を継続し、それは別個の会計単位となる。したがって、移転した構成部分の認識の中止の結果として、保持した構成部分について収益も費用も認識されない。

（これまで我が国の市場関係者から聞かれている主な意見）

認識規準

認識規準について、現行の概念フレームワークでは、いわゆる測定の信頼性規準とともに、「当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高い」という蓋然性規準が設けられていたが、IASB は、蓋然性規準を適用した場合、ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーのオプションなどのデリバティブを含む一部の金融商品は認識されない可能性があるという課題を認識していた。

そのため、本公開草案では、蓋然性規準を削除することが提案されており、また、第11項に記載したとおり、認識規準が満たされないかもしれない状況が識別されている。

この点、蓋然性規準が削除されたことにより、経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合以外は認識規準を満たすとされる可能性があり、資産及び負債の定義から「期待される」「予想される」という表現が削除されたことと併せた結果、認識される資産及び負債の範囲が拡大する可能性がある。例えば、これまでは認識されなかった引当金などを認識することとなる可能性があり、そのような引当金を認識することは開示情報として有用でないと懸念する意見が我が国の市場関係者から聞かれている。

第6章 測定（質問8から質問10に関連）

本章で取り扱われている測定については、現行の概念フレームワークでは測定の定義及び測定基礎の種類が記載されているのみであり、本公開草案では測定基礎の見直しに加え、測定基礎の選択について提案されている。

測定基礎の分類

14. 測定基礎を歴史的原価又は現在価額に区分し、次の測定基礎が記載されている。

(6.4項及び6.20項)

- (a) 歴史的原価
- (b) 現在価額
 - (i) 公正価値

(ii) 資産についての使用価値及び負債についての履行価値

測定基礎の選択

15. 測定基礎の選択について、当該測定基礎が財政状態計算書と財務業績の計算書の両方においてどのような情報をもたらすのかを考慮することが重要であるとされている。(6.53項)
16. 資産、負債、収益又は費用について目的適合性のある情報を提供するために必要とされる状況について、次のとおり記載されている。(6.75項及び6.76項)
- (a) ほとんどの場合、当該情報を提供するための最も理解可能性の高い方法は、一方の測定基礎を財政状態計算書と財務業績の計算書の両方で使用し、他方の測定基礎を財務諸表注記における開示だけに使用することである。
- (b) 場合によっては、財政状態計算書では資産又は負債について現在価額測定基礎を使用し、純損益計算書では関連する収益又は費用を決定するために異なる測定基礎を使用することによって、目的適合性のより高い情報が提供される。
17. 目的適合性のある情報を生み出すためには、資産又は負債及び関連する収益及び費用についての測定基礎を選択する際に、次の要因を考慮することが重要であるとされている。(6.54項)
- (a) 当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか。これは、部分的には、企業が行っている事業活動の性質に応じて決まることとなる。例えば、ある不動産が他の資産との組み合わせで財及びサービスを生産するために使用される場合には、当該財及びサービスの販売から生じるキャッシュ・フローを生み出すのに役立つこととなる。
- (b) 当該資産又は負債の特徴（例えば、当該項目のキャッシュ・フローの変動可能性の性質又は程度、市場要因の変動又は当該項目に固有の他のリスクに対する当該項目の価値の感応度）

(これまで我が国の市場関係者から聞かれている主な意見)

測定基礎の選択

本公開草案では、測定基礎の選択において、測定基礎が目的適合的か否かを判断するうえで、当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか、又は当該資産又は負債の特徴を考慮することが提案されている。

しかし、この提案では、これらの要件が財務業績の報告と財政状態の報告のいずれか(又は、両者)の観点において考慮されるべきものかについて明示されていないほか、

両者の関係も明らかにされていない。このため、当該記述によった場合、公正価値を使用する局面が十分に特定されず、今後、個々の会計基準の開発において公正価値で測定する範囲が拡大することなどを懸念する意見が我が国の市場関係者から聞かれている

⁵。

第7章 表示及び開示（質問11から質問14に関連）

本章で取り扱われている表示及び開示については、現行の概念フレームワークでは取り扱われておらず、本公開草案において新たに設けることが提案されている。

財務諸表の目的及び範囲

18. 財務諸表の範囲は、企業の資産、負債、持分、収益及び費用に関して、財務諸表利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価し、企業の資源についての経営者の受託責任を評価するのに有用な情報を提供するという財務諸表の目的によって決定されるとされている。（7.2項）
19. 財務諸表注記で提供される情報には、(1)認識した構成要素と未認識の構成要素の両方の性質及びそれらから生じるリスクに関する情報と(2)表示又は開示される金額に影響を与える方法、仮定及び判断並びに当該方法、仮定及び判断の変更が含まれるとされている。（7.3項）
20. 財務諸表の範囲に関連して、可能性が高いか又は生じ得る将来の取引及び事象に関する将来予測的な情報を財務諸表に含めるのは、当該情報が、期末日現在又は期中に存在した企業の資産、負債及び持分（認識されていない場合であっても）、あるいは当該期間に係る収益及び費用に関する目的適合性がある場合のみとされている⁶。（7.4項）

財務業績に関する情報

21. 財務業績に関する情報をより効率的かつ効果的に伝達するために、収益及び費用は財務業績の計算書において、次のいずれかに分類される。（7.19項）
 - (a) 純損益計算書（これには純損益に係る小計又は合計が含まれる。）
 - (b) その他の包括利益（OCI）

⁵ 当委員会からは、2013年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議において、測定基礎の選択に関する見解を示したペーパーを提出しているほか、2015年3月のASAF会議において、資産又は負債の測定基礎は「企業が行う事業活動の性質」を踏まえて選択されることが適切という見解を示したペーパーを提出している。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20131227.jsp

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_meeting/asaf20150305.shtml

⁶ IASBは概念フレームワークの見直しとともに、別途、開示に関する取組みを行っており、両プロジェクトにおいて、財務諸表注記の範囲などに関する検討が行われている。

22. 純損益計算書に含められる収益及び費用は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉であるとされている。(7.21 項)
23. 純損益計算書は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉であるので、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれるという推定が設けられている。当該推定は、収益又は費用を純損益計算書から除外することが当期の純損益計算書の中の情報の目的適合性を高める場合に反証できるとされている。(7.23 項及び7.24 項)
24. 収益又は費用がある期間において OCI に含められる場合には、それが将来のある期間において純損益計算書に振り替えられる(リサイクリング処理)という推定が設けられている。こうした振替が行われるという推定が反証できるのは、例えば、振替が純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合とされている。また、そうした基礎を識別できない場合は、そもそも当該収益又は費用を OCI に含めるべきではないことを示唆している可能性があるとしてされている。(7.26 項及び7.27 項)

(これまで我が国の市場関係者から聞かれている主な意見)

純損益の定義

本公開草案では、純損益計算書について企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉として記載することが提案されているが、純損益を定義することは実行可能でなく適切でもないとして定義を行っていない。

我が国の市場関係者からは、純損益の定義が示されていないため、将来的に、純損益の内容が変質し、有用性が低下することに対する懸念が聞かれている。

OCI のリサイクリング処理

本公開草案では、OCI に含まれた収益又は費用は将来のある期間において純損益計算書に振り替えられるという推定を設けているが、その推定は反証可能とされている。

この提案では、個々の会計基準の開発において OCI のリサイクリング処理がなされないように定められる可能性があると考えられ、その場合、純損益の内容が変質し、有用性が低下することを懸念する意見が我が国の市場関係者から聞かれている⁷。

第 8 章 資本及び資本維持の概念

⁷ なお、当委員会からは、2013 年 12 月の ASAF 会議において、純損益の性質や OCI のリサイクリングに関する見解を示したペーパーを提出している。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20131227.jsp

また、2014 年 5 月にショート・ペーパー・シリーズ第 1 号「OCI は不要か？」を公表している。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/comments20140523.shtml

本章で取り扱われている資本及び資本維持の概念については、現行の概念フレームワークからほとんど変更されていない。

以 上

【別紙2】 本公開草案における質問

以下は、本公開草案に含まれる IASB による質問部分の抜粋（和訳）です。

なお、お寄せいただくご意見は、これらの質問に対するものに限られるものではなく、また、質問のすべてについてご回答頂く必要もありません。

第1章及び第2章——一般目的財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性

質問1——第1章及び第2章の変更案

以下の提案を支持するか。

- (a) 財務報告の全体的な目的の議論の中で、企業の資源に係る経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を提供することの重要性をもっと強調すること
- (b) 慎重性の概念（不確実性の状況において判断を行う際の警戒心として記述）への明示的な言及を再び導入し、慎重性は中立性を達成する上で重要である旨を記述すること
- (c) 忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨を明示的に記述すること
- (d) 測定の不確実性は財務情報の目的適合性を低下させる可能性のある1つの要因であり、測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間にトレードオフがある旨を明確化すること
- (e) 引き続き、目的適合性と忠実な表現を有用な財務情報の2つの基本的な質的特性として識別すること

賛成又は反対の理由は何か。

第3章——財務諸表と報告企業

質問2——報告企業の境界の記述

以下に同意するか。

- (a) 3.11 項から 3.12 項における報告企業の記述の提案
- (b) 3.13 項から 3.25 項における報告企業の境界の議論

賛成又は反対の理由は何か。

第4章——財務諸表の構成要素

質問3——構成要素の定義

構成要素の定義案に同意するか（負債と持分の区別に関する論点を除く）。

- (a) 資産、及びそれに関連した経済的資源の定義
- (b) 負債
- (c) 持分
- (d) 収益
- (e) 費用

賛成又は反対の理由は何か。定義案に反対の場合、どのような代替的な定義を提案するか、また、その理由は何か。

質問4——現在の義務

「現在の義務」の記述の提案及びその記述を補強するためのガイダンス案に同意するか。

賛成又は反対の理由は何か。

質問5——構成要素に関するその他のガイダンス

ガイダンス案に対して何かコメントはあるか。

追加的なガイダンスが必要と考えるか。その場合には、当該ガイダンスに何を含めるべきかを明示されたい。

第5章——認識及び認識の中止

質問6——認識規準

認識についてのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

質問7——認識の中止

認識の中止に関する議論の案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

第 6 章——測定

質問 8——測定基礎

IASB は下記のことを行っているか。

- (a) 「概念フレームワーク」において記述すべき測定基礎を正確に識別しているか。そうでないとした場合、どの測定基礎を含めるか、また、その理由は何か。
- (b) 測定基礎のそれぞれが提供する情報、及びそれらの長所と短所を適切に記述しているか。そうでないとした場合、測定基礎ごとに、提供される情報及びそれらの長所と短所をどのように記述するか。

質問 9——測定基礎を選択する際に考慮すべき要因

IASB は、測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因を正確に識別しているか。そうでないとした場合、回答者はどの要因を含めるか、また、その理由は何か。

質問 10——複数の目的適合性のある測定基礎

6.74 項から 6.77 項及び BC6.68 項で議論しているアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

第 7 章——表示及び開示

質問 11——財務諸表の目的及び範囲並びに伝達

財務諸表の目的及び範囲並びに伝達ツールとしての表示及び開示の使用の議論について、何かコメントがあるか。

質問 12——純損益計算書の記述

純損益計算書についての記述の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

「概念フレームワーク」が純損益の定義を提供すべきであると考えられる場合には、それが必要な理由を説明し、その定義の提案を示していただきたい。

質問 13——収益又は費用の項目のその他の包括利益での報告

その他の包括利益の使用に関する提案に同意するか。それらはその他の包括利益の使用に関する将来の決定のための有用なガイダンスを IASB に提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合には、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

質問 14——リサイクリング

「概念フレームワーク」に上述のような反証可能な推定を含めるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合には、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

コメント提出者へのその他の質問

質問 15——「概念フレームワーク」の変更案の影響

BCE. 1 項から BCE. 31 項における分析に同意するか。IASB は本公開草案における提案の他の影響を考慮すべきか。

質問 16——事業活動

事業活動についてアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 17——長期投資

長期投資についての IASB の結論に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 18——その他のコメント

本公開草案の他の側面について何かコメントがあるか。回答者のコメントが関係する具体的な項又は項グループを示していただきたい（該当があれば）。

前述のとおり、IASB は、第 1 章及び第 2 章のすべての部分についてコメントを求めているわけではなく、負債を持分請求権と区分する方法（第 4 章参照）や第 8 章についてはコメントを求めている。

概念フレームワークへの参照の更新

質問 1——「フレームワーク」への参照の置換え

IASB は、IFRS 第 2 号、IFRS 第 3 号、IFRS 第 4 号、IFRS 第 6 号、IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 34 号、SIC 第 27 号及び SIC 第 32 号を修正して、改訂「概念フレームワーク」をその発効後に参照するようにすることを提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 2——発効日及び経過措置
IASB は次のことを提案している。 (a) 約 18 か月の移行期間を本修正案について設定すべきである。早期適用を認めるべきである。 (b) 本修正は、IFRS 第 3 号の修正を除き、IAS 第 8 号に従って遡及適用すべきである。企業は IFRS 第 3 号の修正を将来に向かって適用し、それにより過去の企業結合を修正再表示する必要を避けるべきである。 この経過措置及び発効日の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 3——その他のコメント
提案について他に何かコメントがあるか。

以 上